



## 福祉だより

パート 28

## 母子・父子家庭児童一時保護事業

保護者が、疾病・職務上の理由、冠婚葬祭などで、子供の面倒がみられない、また、預ける場所がない等、母子・父子家庭の生活の安定のために児童を一時的に保護措置します。

### 対象者

町に住所を有する母子・父子家庭の概ね3歳以上、義務教育終了前の児童

### 保護内容

- ① 児童への給食サービス
- ② 児童の擁護
- ③ 児童の身の回りの世話
- ④ その他、一時的に必要な監護

### 申込み先

母子福祉推進員、住民福祉課福祉係 ☎⑧1211 内線156

### 母子福祉推進員

みなさんの一番身近な相談相手です。

氏名	電話	担当区域
高梨春子	85-0186	篠本一区・篠本二区・篠本三区
鈴木良子	85-1100	新井・宝米・二又
鈴木重子	85-0081	母子・小田部・台・小川台
飯島紀美子	85-1174	傍示戸・富下・虫生・芝崎
越川弘子	84-0337	橋場
鈴木登美枝	84-0551	古屋・宮内・桑郷
鎌形みち	84-1606	作間内・篠原
浅野一子	84-0475	谷中・入・西高野・原方
椎名トシ	84-0419	辻・木戸・長塚・五ノ神
浅野恵子	84-0206	白磯・関
石井日出子	84-0625	尾垂五区・尾垂六区

## 母子家庭医療費助成事業

### 対象者

- ① 母子家庭の母及び18歳未満の児童
- ② 父母のいない18歳未満の児童

前年の所得に対して、所得税が課税されている方及びその方に扶養されている児童、交通事故等第三者の行為によるものや保険診療外の医療費等は、助成の対象になりません。

### 助成範囲

対象者が負担すべき額から一部負担額（入院については1日300円、通院については、1件1,000円）を控除した額を助成します。

### 手続き

申請書に領収書を添えて申請してください。申請書類は住民福祉課福祉係にあります。



## 海匠地区聴覚障害者協会結成される！

結成式 3月27日(日) 午前11時  
場所 八日市場市ふれあいセンター

★協会では会員を募集しています  
申込み 宮川5953-13  
鈴木孝政  
FAX兼用 ⑧1164